

「0（ゼロ）のつく日はボウフラ0（ゼロ）」運動実施要領

（目的）

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき定められている、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示第二百六十号平成二七年四月二八日）の第一 平常時の予防対策に基づき、船橋市職員及び市民一人ひとりが蚊媒介感染症予防に対する意識を高め、誰にでも実行可能な対策を行うことにより、蚊の発生を抑え、蚊媒介感染症のまん延を防止することを目的とする。

（概要）

第2条 4月から8月の10、20、30日は、水のたまった空き缶や植木鉢の受け皿など、ヒトスジシマカの幼虫が発生しやすい場所を発見して片付ける日と定め、「0（ゼロ）のつく日は、ボウフラ0（ゼロ）」をキャッチフレーズに掲げ、船橋市の関係各課を通じ、広く市民に普及啓発を図るとともに、蚊の幼虫が発生しにくい環境づくりを市民と行政が一体となって進めていくよう呼びかける。

（実施主体）

第3条 船橋市職員及び市民

（実施方法）

第4条 キャンペーンの普及啓発

- (1) 保健所は広報ふなばしやホームページ等メディアを利用して、市民に対し蚊媒介感染症の正しい知識や「0（ゼロ）のつく日はボウフラ0（ゼロ）」運動の主旨を周知する。
- (2) 保健所は市民に蚊の幼虫の発生源をなくす取り組みを啓発するリーフレット、ポスター等を作成し、庁内すべての関係部署に配布、掲示を呼びかける。
- (3) 庁内各所属は、管轄する市内関係機関等を通じて、広く市民にキャンペーンの主旨を周知し、できる対策は市民自らの手で行う意識の向上を図る。

2 蚊の幼虫（ボウフラ）が発生しやすい場所の発見と処理

- (1) 庁内各所属は、4月から8月の「0のつく日（10日、20日、30日）」にそれぞれが所管する施設の周囲を点検し、水のたまった空き缶やビニール袋、放置された容器等、蚊の幼虫の発生しやすい場所を発見したら処理を行う。
- (2) 市職員は、自宅の周り等に蚊の幼虫の発生しやすい場所を発見したら処理を行う。

- (3) 船橋市民は、自宅の周り等に蚊の幼虫の発生しやすい場所を発見したら処理を行う。

附則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。